

令和3年7月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和3年7月27日 開会  
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会



# 令和3年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和3年7月27日（火）午後1時開議

## ○議事日程（第1号）

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定について
- 日程第4 議案第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第6 認定第1号 令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第7号 令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第8号 令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 請願第2号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願
- 日程第11 請願第3号 後期高齢者の医療費窓口自己負担2割化実施の凍結を求める請願

## ○会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（28名）

1番	古川祐典君	3番	黒原章至君
4番	南出昌彦君	5番	成川満君
6番	松本隆史君	7番	宮井章君
8番	三栗章史君	10番	田中宏幸君
11番	美野勝男君	12番	東芝弘明君
13番	山下晴夫君	14番	所順子君
15番	石橋千歌子君	16番	堀川秀幸君
17番	森谷信哉君	18番	龍神初美君
19番	辻村昌宏君	20番	中村真一君
21番	堀口晴生君	22番	原田覚君
23番	堀辰雄君	24番	西尾智朗君
25番	大石哲雄君	27番	曾根和仁君
28番	花村計君	29番	佃奈津代君
30番	藪本英明君	31番	長脊守君

○説明のため出席した者

広域連合長	平木哲朗君	副広域連合長	真砂充敏君
副広域連合長	中山正隆君		
事務局長	青山泰尚君	総務課長	山崎希恵君
業務課長	村田宗紀君	総務課長	坂口俊仁君
総務課長	中村昌弘君	業務課長	田井景子君
業務課長	上西公次君	業務課長	江里雅夫君

○職務のため出席した者

書記長	三栖隆成	書記	楠千弥
-----	------	----	-----

午後 1 時00分 開議

○議長 ただいまから令和 3 年 7 月 27 日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程に先立ち、閉会中における議員の辞職許可及び離職についてご報告します。橋本市の小西政宏議員、御坊市の田端卓司議員、紀美野町の美野勝男議員、九度山町の嶋田勇治議員、由良町の玉置一郎議員から、当議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしました。また、田辺市の橘智史議員、岩出市の福山晴美議員、串本町の結城力議員は、選挙母体であります各市町におきまして、任期満了により離職をされております。ここに改めまして、辞職及び離職されました議員皆様方のご尽力に対し感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に、新たに当議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく当議会議員に、橋本市の南出昌彦君、御坊市の松本隆史君、田辺市の宮井章君、岩出市の田中宏幸君、紀美野町の美野勝男君、九度山町の山下晴夫君、由良町の中村真一君、串本町の長脊守君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

次に、広域連合長から招集の挨拶のため発言を求められていますので、これを許可します。広域連合長、平木哲朗君。

〔広域連合長 平木哲朗君 登壇〕

○連合長 皆さん、こんにちは。広域連合長を務めております橋本市長の平木でございます。本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 7 月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中、当広域連合議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

本県における新型コロナウイルス感染症の状況は、県によると、7 月 11 日から第 5 波に入った可能性が高いとのことで、全国的に見てもインド由来のデルタ株への感染が広がっている状況にあります。ワクチンの接種が進んでおりますが、ワクチンの供給が十分とは言えない状況の中、一人一人が気を緩めずに、密を避ける等基本的な感染対策を実施し、これ以上、長期にわたり医療の最前線でご尽力されておられます医療従事者の方々に負担をかけないように取り組まなければなりません。

さて、平成 20 年 4 月から始まった後期高齢者医療制度も、本年度で 14 年目を迎えました。その間、本県の後期高齢者医療被保険者数は、制度発足当初、約 13 万 5 千人でしたが、本年 4 月には 16 万 1 千人となっており、来年度からは団塊の世代が後期高齢者となり始めることにより、ますます被保険者が増加してまいります。こうした中、国において、現役世代の負担上昇を抑えながら、全世代で公平に支える社会保障制度の構築に向けた改革として、負担能力に応じた後期高齢者医療の窓口負担の在り方が示されました。当広域連合に

おきまして、今後の制度設計など国の動向に注視するとともに、市町村及び関係団体との密な連携を図り、運営主体として責務を全うする所存であります。また、本年10月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が始まりますので、被保険者の方に対するマイナンバーカードの取得勧奨や、健康保険証としての利用方法などの周知徹底を図ってまいりたいと考えております。また、コロナ禍での長期間の外出自粛生活が高齢者の心身に及ぼす影響を考慮し、コロナウイルスに負けない健康で自立した生活ができるよう、健康診査や歯科健診などの保健事業はもちろんのこと、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施についても、本年度は、昨年度の3市町から6市町に実施市町を拡大しておりますが、さらなる拡大に取り組んでまいります。それとともに、より一層構成市町村や医療関係者等と緊密に連携をし、効果的かつ効率的な事業実施に努めてまいります。

最後に、本議会定例会におきまして、専決処分の承認、令和2年度一般会計及び特別会計決算の認定、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算等の諸議案を上程しております。議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長 日程第1、「議席の指定」を行います。今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、1番古川祐典君及び22番原田覚君を指名します。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。令和3年7月13日付、和広第161号をもって、和歌山県後期高齢者医療広域連合長から、本日招集の当議会定例会に提出する議案が送付されております。

次に、令和3年3月24日付、和広監第14号、同年4月15日付、和広監第1号、同年5月13日付、和広監第2号、同年6月16日付、和広監第3号、同年7月13日付、和広監第5号をもって、例月出納検査の結果に関する報告が、監査委員から参っており、写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 ここで、暫時休憩をいたします。

午後1時10分 休憩

午後1時11分 再開

〔副議長着席〕

○副議長 ご報告します。議長、成川満君から議長の辞職願が提出されました。お諮りします。「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 異議なしと認めます。よって、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決まりました。地方自治法第117条の規定により、成川満君の退席を求めます。

〔成川満君 退席〕

○副議長 「議長の辞職について」を議題とします。辞職願を朗読させます。

○書記長 辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和3年7月27日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、成川満。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長、辻村昌宏殿。

○副議長 お諮りします。成川満君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 異議なしと認めます。よって、成川満君の議長の辞職を許可することに決まりました。

〔成川満君 入場・着席〕

○副議長 ただいま議長が欠員となっております。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決まりました。

お諮りします。ただいま行うことに決まりました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決まりました。

お諮りします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決まりました。議長に松本隆史君を指名します。

お諮りします。ただいま、指名しました松本隆史君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました松本隆史君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松本隆史君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をします。松本隆史君。登壇願います。

〔松本隆史君 登壇〕

○松本議員 ただいま皆様方のご推挙をいただき広域連合議会議長に就くことになりました御坊市の松本でございます。皆様のご協力を得ながら責務を全うする所存でございますので、議員各位におかれましてはご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 それでは、議長、議長席へお着き願います。

〔副議長自席へ、議長着席〕

○成川議員 議長、5番。

○議長 5番、成川満君。

〔成川満君 登壇〕

○成川議員 議長を退任するに当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。昨年7月定例会におきまして議長に就任をさせていただきました。本日、その職を辞するに当たりまして、改めて議員各位に心から厚く御礼を申し上げたいと思います。私も、これまでの貴重な経験を生かしまして、これからも一議員として全力で取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。皆さん、本当にありがとうございました。

○議長 ご報告します。副議長、辻村昌宏君から副議長の辞職願が提出されました。お諮りします。この際、「副議長の辞職について」、日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、「副議長の辞職について」、日程に追加し、議題とすることに決しました。地方自治法第117条の規定により、辻村昌宏君の退席を求めます。

〔辻村昌宏君 退席〕

○議長 辞職願を朗読させます。

○書記長 辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和3年7月27日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長、辻村昌宏。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、松本隆史殿。

○議長 お諮りします。辻村昌宏君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、辻村昌宏君の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔辻村昌宏君 入場・着席〕

○議長 ただいま副議長が欠員となっております。お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に、龍神初美君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました龍神初美君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました龍神初美君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました龍神初美君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をします。龍神初美君。登壇願います。

〔龍神初美君 登壇〕

○龍神議員 ただいま皆様方のご推挙をいただき広域連合議会副議長に就くことになりました美浜町の龍神でございます。議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

○辻村議員 議長、19番。

○議長 19番、辻村昌宏君。

〔辻村昌宏君 登壇〕

○辻村議員 副議長の退任の挨拶をさせていただきます。本年2月定例会より副議長を務めさせていただきました。前副議長の日高町、楠山議員の副議長残任期間という短い期間ではございましたが、議員皆様方には大変お世話になりました心より御礼申し上げます。今後は私も一議員として全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長 次に、日程第4、議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

〔広域連合長 平木哲朗君 登壇〕

○連合長 それでは、議案につきまして概要を説明させていただきますが、その前にお祝いを申し上げます。先ほどの正副議長選挙におきまして、広域連合議会議長に御坊市の

松本議員、副議長に美浜町の龍神議員が就任されました。お二人のご就任を心からお喜び申し上げます。おめでとうございます。何とぞ、よろしく願い申し上げます。また、昨年7月から議長をお務めいただきました有田市の成川議員、本年2月から副議長をお務めいただきました日高町の辻村議員に対しまして、広域連合並びに広域連合議会の運営にご尽力いただきましたことに、この場をお借りし、心から厚く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。変わらぬご厚誼をお願い申し上げます。

それでは、議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」でございますが、副広域連合長につきましては、広域連合規約第11条第1項に3人と定められ、第12条の4項には、関係市町村の長のうちから、これを選任すると規定されております。副広域連合長は、3人のうち田辺市長の真砂充敏氏が本年5月21日で任期満了となり、現在2人になっておりますので、改めて真砂充敏氏を副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。何とぞご賛同を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより、議案第6号を採決します。本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま選任同意されました真砂副広域連合長が本日の会議に出席します。

〔副広域連合長 真砂充敏君 入場・着席〕

○議長 真砂副広域連合長から就任挨拶の申出がありますので、これを許可します。副広域連合長、真砂充敏君。

〔副広域連合長 真砂充敏君 登壇〕

○副広域連合長 田辺市長の真砂でございます。議長のお許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げます。ただいま副広域連合長の選任につきましてご同意を賜り、誠にありがとうございます。微力ではありますが平木広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑なる運営に誠心誠意取り組んでまいりたいと存じます。議員の皆様には従前と同様にご支援、ご協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、誠に簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 次に、日程第5、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）」から、日程第9、議案第8号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」までの5件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

[広域連合長 平木哲朗君 登壇]

○連合長 承認第2号から議案第8号までについて、その概要を一括してご説明申し上げます。

まずは、承認第2号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改める改正を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月11日付で専決処分したもので、ここにご承認をお願いするものでございます。

続きまして、認定第1号、認定第2号につきましては、令和2年度一般会計及び特別会計の決算について議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案第7号、議案第8号につきましては、令和3年度補正予算関係でございます。一般会計におきましては6,530万1千円を増額補正し、特別会計におきましては69億9,818万7千円を増額補正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 次に、当局から補足説明のための発言の申出がありますので、これを許可します。事務局長、青山泰尚君。

[事務局長 青山泰尚君 登壇]

○事務局長 事務局長の青山でございます。それでは補足説明をさせていただきます。始めに、議案書の1ページをお開き願います。承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月11日に専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。本条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を専決処分したものです。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。3ページをお開き願います。附則第5条関係の第1項において、傷病手当金の支給対象となる感染症の定義を変更したものです。この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第5条の規定につきましては、令和3年2月13日から適用するものです。

続きまして、議案書の4ページ、認定第1号「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び議案書の5ページ、認定第2号「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」に関し、一括してご説明いたします。なお、地方自治法第233条第3項の規定による「監査委員の意見書」を添付するとともに、同法同条第5項の規定による「令和2年度 主要施策の成果等報

告書」も併せて提出しています。

議案書の4ページをお開き願います。認定第1号「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」です。以下、別添の「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」に沿って、ご説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の2ページ・3ページをお開き願います。歳入におきましては、収入済額2億4,881万7,921円となります。

4ページ・5ページをお開き願います。歳出におきましては、支出済額2億4,045万4,856円となります。

6ページをお開き願います。収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、836万3,065円となります。

以下、主なものにつきましては、事項別明細書に沿って、ご説明いたします。

8ページ・9ページをお開き願います。歳入ですが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額1億7,963万4千円は、構成30市町村からの事務費分賦金です。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金、収入済額254万4,015円は、保健師に係る人件費の財源として、国から特別調整交付金を受け入れたものです。内訳としまして、会計年度任用職員の保健師の費用4か月分と、市町村派遣職員の保健師の費用の一部を受け入れたものです。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、収入済額3,093万7千円は、事務費分賦金の上昇を抑制するため、情報系システム、例規システム等の費用に充てる財源と、特別会計の事務費分賦金抑制財源として、財政調整基金から繰入れたものです。第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金2,657万2,608円は、特別会計の事務費に係る剰余金を、財政調整基金に積立てるため一般会計に繰入れたものです。

第5款、第1項、第1目繰越金、収入済額906万3,901円は、令和元年度からの繰越金です。

10ページ・11ページをお開き願います。以上の結果、2億4,881万7,921円の収入となります。歳入の説明を終わり、歳出に移ります。

12ページ・13ページをお開き願います。第1款、第1項、第1目議会費、支出済額232万5,451円は、広域連合議会の運営等に要した経費です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額1億8,228万1,547円は、職員の人件費及び広域連合事務局の運営に要した経費です。16ページ・17ページをお開き願います。第2目財政調整基金費、支出済額3,564万6,974円は、一般会計及び特別会計の事務費に係る歳計剰余金及び基金運用利息の合計を財政調整基金へ積立てたものです。

18ページ・19ページをお開き願います。以上の結果、合計2億4,045万4,856円の支出となります。

22ページをお開き願います。実質収支に関する調書ですが、ただいま、ご説明をいたしました歳入・歳出の結果、実質収支額は836万3,065円の黒字となっております。

それでは、恐れ入りますが、議案書にお戻り頂き、5ページをお開き願います。認定第2号、「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」別添の「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」に沿って、ご説明いたします。

恐れ入りますが、決算書24ページ、25ページをお開き願います。歳入におきましては、収入済額1,521億7,935万9,698円となります。

26ページ・27ページをお開き願います。歳出におきましては、支出済額1,452億6,186万3,493円となります。

28ページをお開き願います。歳入歳出差引残額は、69億1,749万6,205円となります。

以下、主なものにつきましては、事項別明細書に沿って、ご説明いたします。

30ページ・31ページをお開き願います。歳入におきまして、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額265億6,554万4,814円は、構成30市町村からの分賦金となります。内訳としましては、事務費分賦金4億9,525万7,731円、保険給付費の財源となる市町村において収納した保険料相当分である保険料等負担金104億950万1,958円、市町村の公費負担分である療養給付費負担金121億2,856万8,509円、低所得者及び被扶養者の保険料軽減措置に伴う財源補填である保険基盤安定制度負担金35億3,221万6,616円となります。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額378億8,677万3,088円、第2目高額医療費負担金、収入済額7億3,336万9,135円は、医療給付費の公費負担分として、国が負担したものです。第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金、収入済額2,879万1千円は、健康診査実施に伴う財源として受け入れたもので、第2目特別高額医療費共同事業費補助金、収入済額828万8,502円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担して行う事業への拠出金に対して、国の補助金が交付されたものです。第3目調整交付金、収入済額144億6,022万7,985円は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡是正分として交付された普通調整交付金143億1,418万6千円、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施や、保険者インセンティブなどとして交付された特別調整交付金1億4,604万1,985円をそれぞれ受け入れたものです。第4目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、収入済額1億4,151万8,465円は、低所得者への保険料軽減特例措置の財源として交付を受けたものです。

32ページ・33ページをお開き願います。第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額116億9,492万6,210円、第2目高額医療費負担金、収入済額7億3,326万2,493円は、医療給付費等の公費負担分として県が負担したものです。

第4款、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金、収入済額579億1,396万6千円は、医療給付費に係る現役世代からの支援分として、社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れたものです。

第5款、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金、収入済額6,701万3,182円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域

連合で共同負担して行う事業からの交付金です。

第7款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、収入済額2千万円は、一般会計を通して財政調整基金から、特別会計の事務費分賦金抑制財源として繰入れたものです。

34ページ・35ページをお開き願います。第8款、第1項、第1目繰越金、収入済額17億494万8,685円は、令和元年度からの繰越金です。

第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金、収入済額1億8,711万5,378円は、交通事故等、第三者行為によって生じた医療給付に係る返納金です。第2目返納金、収入済額2,374万3,433円は、医療給付費の請求誤り等による返納金です。

以上の結果、1,521億7,935万9,698円の収入となります。歳入の説明を終わり、歳出に移ります。

36ページ・37ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額24億7,871万4,761円は、被保険者の資格管理、保険料の賦課、医療給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要した経費です。

38ページ・39ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費、支出済額1,386億6,678万6,995円は、入院、入院外、歯科、食事療養費、調剤等の医療給付に要した費用です。第2目療養費、支出済額16億3,174万3,307円は、柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう、補装具等の医療給付に要した費用です。第3目審査支払手数料、支出済額3億1,377万2,387円は、レセプト審査及び医療機関への支払業務に要した国保連合会への手数料です。第2項高額療養諸費、第1目高額療養費、支出済額11億9,177万7,924円は、1か月または1年間に支払った医療費の一部負担金等の額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものです。第2目高額介護合算療養費、支出済額1億9,750万3,907円は、1年間に支払った医療費と介護サービス費の一部負担金等の合算額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものです。第3項葬祭諸費、第1目葬祭費、支出済額2億8,560万円は、被保険者の死亡に伴い、葬祭を行った者に対して、定額3万円を支給したものです。

第3款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額5,287万652円、第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金、支出済額7万7,876円は、ともに著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合が共同負担して行う事業への拠出金です。

40ページ・41ページをお開き願います。第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費、支出済額4億613万6,539円は、健康診査の実施に要した経費等で、医科健康診査、歯科健康診査及び人間ドック補助を実施したものです。また、令和2年度より新たに保健事業と介護予防の一体的な実施を行い、海南市、田辺市、那智勝浦町へ委託しました。

第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金、支出済額994万2,670円は、過年度保険料の還付に要した経費です。42ページ・43ページをお開き願います。第2項、第1目一般会計繰出金、支出済額2,657万2,608円は、特別会計の事務費に係る剰

余金を財政調整基金に積立てるため、一般会計へ繰り出したものです。

以上の結果、1,452億6,186万3,493円の支出となります。

46ページをお開き願います。ただいま、ご説明をいたしました歳入、歳出の結果、実質収支額は69億1,749万6,205円となります。

48ページをお開き願います。財産に関する調書です。財産として保有しているものは、物品及び基金です。物品につきましては令和2年度末の現在高は、療養費画像処理検索システム一式及び電算室入退出管理システム一式、合わせて計2点となっています。

基金につきましては、財政調整基金及び後期高齢者医療給付費準備基金の2つの基金を設置しております。令和2年度末の現在高は、財政調整基金が2億3,421万875円、後期高齢者医療給付費準備基金が13億5,890万4,722円となっております。決算の説明は、以上となります。

続きまして、議案第7号・議案第8号につきましては令和3年度補正予算関係となります。恐れ入りますが、議案書9ページをお開き願います。議案第7号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ6,530万1千円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を2億7,863万1千円とするものです。補正の款項の区分ごとの金額につきましては、第1表「歳入歳出予算補正」に計上しておりますが、その内容につきましては、事項別明細書に沿って、目ごとに、説明します。

12ページをお開き願います。歳入におきまして、第4款繰入金、第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金5,693万9千円の補正額は、特別会計の前年度決算剰余金のうち、事務費に係るものを財政調整基金に積立てるため、一般会計に繰入するものです。

第5款、第1項、第1目繰越金836万2千円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものとなります。

次に歳出におきまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目財政調整基金費6,530万1千円の増額は、特別会計からの繰入金5,693万9千円、前年度歳計剰余金836万2千円を財政調整基金に積立てるものです。

続きまして、14ページをお開き願います。議案第8号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ69億9,818万7千円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を1,585億6,198万7千円とするものです。補正の款項の区分ごとの金額につきましては、第1表「歳入歳出予算補正」に計上しておりますが、その内容につきましては、事項別明細書に沿って、目ごとに、説明します。

18ページをお開き願います。歳入におきまして、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金の療養給付費負担金4,545万3千円の増額は、前年度分の療養給付費等に係る市町村分賦金の精算に伴うものです。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目高額医療費負担金619万7千円の増額は、前年度分の高額医療費に係る国庫負担金の精算に伴うものとなります。第2項国庫補助金、第3目調整交付金2,270万8千円の増額は、傷病手当金と令和4年度中に施行予定となっております。窓口2割負担に係る制度改正等リーフレットを被保険者に送付するための封入

封緘発送業務の経費全額について、特別調整交付金での追加交付に伴うものとなります。

19ページをお願いします。第3款県支出金、第1項県負担金、第2目高額医療費負担金630万3千円の増額は、前年度分の高額医療費に係る県費負担金の精算に伴うものとなります。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金3万1千円の増額は、後期高齢者医療給付費準備基金運用益が増額見込みとなることから、その差額を計上するものです。

第8款、第1項、第1目繰越金69億1,749万5千円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものとなります。

20ページをお開き願います。歳出におきまして、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費55億3,458万5千円の増額は、窓口2割負担に係る制度改正等リーフレットを被保険者に送付するための封入封緘発送業務の経費と、前年度分の医療給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金となります。

第2款保険給付費、第3項葬祭諸費、第2目傷病手当金40万円の補正額は、令和2年度の支給実績はありませんでしたが、令和3年度に入って申請があり、また、適用期間も延びていることから、今後の申請に備えて計上するものです。

第5款、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金14億626万3千円の増額は、前年度の保険料に係る歳計剰余金から、前年度分国庫支出金等の精算に伴う返還金を除き、同じく精算に伴う追加交付分と基金運用益の見込み増額分を加えたものを後期高齢者医療給付費準備基金に積立てするものです。

21ページをお願いします。第7款諸支出金、第2項、第1目一般会計繰出金5,693万9千円の補正額は、前年度の事務費に係る歳計剰余金を財政調整基金に積立てるため、一般会計に繰り出すものです。以上で補足説明を終わります。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。ここで、しばらく休憩いたします。再開は14時20分といたします。

午後2時07分 休憩

午後2時20分 再開

○議長 ただいま議題となっている5件のうち、まず、日程第5、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第2号を採決します。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、認定第1号「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 1点だけお尋ねします。決算書の事項別明細書の13ページです。総務費の一般管理費の報酬のところなんですけど、会計年度任用職員報酬として821万2,032円の決算ということになっていますが、会計年度任用職員が何名いて、それから雇用しようとしていた保健師の雇用状況についてご説明いただきたいと思います。以上です。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、青山泰尚君。

〔事務局長 青山泰尚君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の認定第1号「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のご質疑にお答えします。会計年度任用職員報酬につきましては、事務員2名分と療養費支給申請書の審査等専門員2名分の報酬となります。不用額は保健師分となり、令和元年7月から雇用できていないことから、募集については、広域連合ホームページへ掲載し、ハローワークと和歌山県看護協会へ求人登録を実施しております。応募がないため、今年度に雇用条件を緩和しました。また、ハローワークを訪問し、求人の周知方法を相談するとともに、ハローワークから、求人登録者に許可を得た上で、個別に求人者の情報を送ってもらうことにいたしました。以上です。

○議長 再質疑ありませんか。

○東芝議員 はい。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 会計年度任用職員の配置は理解をいたしましたけど、雇用できていない保健師の件について、事務局長の説明であったとおり、新たな努力を始めているんですけども、いかんせん雇用条件がなかなか、会計年度任用職員で保健師をとということになれば難しい可能性が高いと思うんです。それで、今年努力を行って、それでも雇用できない場合は新たな検討を抜本的に始める必要があるというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、青山泰尚君。

○事務局長 ただいまの12番、東芝議員の再質疑にお答えします。一定のスキルのある職員を求めていますけど、状況によっては、さらなる雇用条件の緩和や保健師以外の管理栄養士等の雇用を検討してまいります。以上でございます。

○議長 再々質疑ありませんか。

○東芝議員 はい。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 それでは、その管理栄養士の雇用に転換した場合に、国も含めて求められている責任を果たすことは可能なんですか。いかがですか。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、青山泰尚君。

○事務局長 12番、東芝議員の再々質疑にお答えします。当方といたしましても国のほうに一応確認を取りまして、管理栄養士等も雇用してもいいという形で確認は取れております。ただし、管理栄養士であれば誰でもいいというわけではないので、こちらの事業をご理解いただいてしていただける方を一応配置したいと考えております。以上でございます。

○議長 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、認定第1号を採決します。本件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第7、認定第2号「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 6点お尋ねをいたします。

まずは事項別明細書の31ページをご覧ください。保険料等負担金に関わってですが、年金から天引きされている特別徴収と呼ばれている被保険者は何人あるのかということと、それから年金天引きではない普通徴収の方が何名あるのかご説明をいただきたいと思えます。それから、軽減の対象関係については、実績報告書の9ページに内訳が載っているんですけども、アとイの合計で被保険者は全体の被保険者の中で何割を占めるのか、ご説明をいただきたいと思えます。それが1点です。

それから、2つ目は32ページです。32ページの一番上のところなんですけれども、災害等臨時特例補助金というのは、令和2年度についてはコロナ関係の保険料の軽減ということになると思うんですが、コロナウイルス感染症に関わっての減免の件数をお教えいただきたいのと、それから、年金から天引きをされてしまっているという被保険者にとってみたら、自分が果たして軽減の対象になっているのかどうかというのがなかなか分かりに

くいということで、実際は、本当は軽減の対象なのに申請が上がってこない、そういう可能性があると思うんですが、その点についてはどう把握されているのかご説明をいただきたいと思います。

3点目については、通告していますが質疑は行いません。

4点目です。38ページです。38ページの保険給付費のところですが、今回の令和2年度の決算の最大の特徴は、保険料を値上げしたけれどもコロナの関係で受診抑制が起こったことによって保険給付の金額が想定したものとは違う形になったと、それが69億円ですか、大量の剰余金という形で残る形になったと思うんですけれども、お尋ねをしたいのは、医療給付に限ってで、結構なんですけれども、もともと保険料を値上げしてどれぐらいの医療給付が起こるのかというのは想定されていたと思うんですけれども、それとの関係で、実際の保険給付がコロナの影響があった中でどうなったのかということについてご説明をいただきたいと思います。

5点目です。5点目は41ページです。41ページの保健事業のところですが、人間ドックの実績についても実績報告書の14ページに載っております。それで、補助市町村数というのが平成30年度は20市町村、令和元年が18市町村、令和2年が17市町村ということで下がってきています。どうしてこの実績が下がっているのかご説明をいただきたいと思います。

それから6点目です。6点目も同じく41ページの保健と介護の一体化事業で、具体的にどのような取組が行われたのか、実績も含めてお示しください。以上です。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、青山泰尚君。

〔事務局長 青山泰尚君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の認定第2号「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」、6項目の質疑にお答えします。

まず1点目、保険料を年金から天引きされている被保険者数、普通徴収の被保険者数、軽減されている被保険者数についてです。全て保険料期割を年金から天引きされている被保険者数は12万3,367人で、それ以外の普通徴収である被保険者数は4万7,082人となっています。軽減されている被保険者数は、7割が4万5,914人、7.75割が3万9,329人、5割が2万186人、2割が1万7,937人となります。また、施策の成果にある被扶養者であった方の軽減対象者、1万1,284人はアの中に含まれております。

続きまして、2点目、新型コロナウイルス感染症の減免の件数、制度の周知方法に課題があるのではないかについての質疑にお答えします。減免の件数については、令和元年度分は155件、令和2年度分は173件となりました。周知方法につきましては、国の方針と同様の方法で、被保険者に対し被保険者証送付時にリーフレットを同封し、市町村への広報依頼と当広域連合のホームページ掲載の対応を行っております。

次に、4点目、保険料を引き上げたときに医療給付費の伸びを推計していたと思うが、

この推計との関係で実際の医療給付費はようになったのかについての質疑にお答えします。令和2年、3年度保険料率算定時において、療養給付費について1,446億962万4,600円と見込んでおり、令和2年度の決算額は1,386億6,678万6,995円となりました。執行率は95.9%となっております。

次に、5点目、人間ドックの実績について、実施自治体数はどうして下がっているのかについてのご質疑にお答えします。人間ドック等補助金の状況については、実施市町村が令和2年度は17市町村、令和元年度は18市町村です。補助金の市町村要望は、令和2年度、令和元年度とも20市町村でしたが、そのうち市町村未実施が令和2年度は3町村、令和元年度は2町村でしたので、補助市町村数が減となっております。

続きまして、最後に6点目、保健と介護の一体化事業で具体的にどのような取組を行われたのか、実績はどうかについてのご質疑にお答えします。令和2年度は海南省、田辺市、那智勝浦町の3市町が実施しております。保健事業と介護予防の一体的な実施事業としまして、市町村の企画・調整等の業務、高齢者の重症化予防等として個別支援するハイリスクアプローチ事業、通いの場などへ積極的に関与するポピュレーションアプローチ事業を行います。具体的に3市町は、医療専門職、保健師が、地域の健康課題の把握、関係団体との連絡調整、事業全体の企画・調整などを行い、地域でのハイリスクアプローチ事業として対象者145人に対して実績は65件を行い、ポピュレーションアプローチ事業を55か所、833人に行いました。以上でございます。

○議長 再質疑はありませんか。

12番、東芝弘明君。

○東芝議員 まず、第1点ですけれども、被保険者の中で天引きされている人が12万3,367人で、されていない方が4万7,082人ということですから、圧倒的に天引きされている状況なんですけれども、その状況と軽減の対象になっている被保険者の比率ということをきちんと把握して考える必要があると思うんですよ。後期高齢者の被保険者というのは圧倒的多数が軽減対象の被保険者ということは、所得がいかに低いかということを示していると思うんですが、その点については日常事務を行っている広域連合としてどのような認識をお持ちでしょうか。

2つ目ですけれども、コロナ減免の件数については各市町村に大きな差があると思うんです。市町村による取組の差が一体どこから生まれているのか、被保険者に対する市町村ごとの対応の仕方に違いがあるのか、ご説明をいただきたいと思います。広域連合というのは保険者ですから、国保の保険者である市町村のように住民の実態をできるだけリアルに把握をして、そこに課題があるのであれば取組を強化しなければならないという責任があると思うんです。その点で、コロナウイルスに関する減免の件数にアンバランスがあることについてメスを入れるべきだと思うんですよ。その点についてはどうお考えなのかご説明ください。

それと4点目の、1,446億962万円ですか、を想定していましたが、結局は1,386億6,678万円ほどになったということなんですけれども、95.9%の執行率になった一番の原因とい

うのはどう分析されているのか、まずはご説明ください。

それと、人間ドックの件につきましては、5番目の、未実施の市町村が3自治体とか2つの自治体とかということになぜなったのか、ご説明をいただきたいと思います。

それから6番目です。国の言葉というのは非常に難しく、ハイリスクアプローチというのは個別的支援のことですよね。ハイリスクアプローチについて個別的支援を行ったのが65件、それからポピュレーションアプローチというのはみんなが集まったところで健康指導をするという中身だそうなんですけれども、これが55か所で833人ということで、こういう取組を行ったことを通じてどのような課題が浮き彫りになってきたのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長 暫時休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後2時50分 再開

○議長 会議を再開いたします。

当局より答弁を願います。事務局長、青山泰尚君。

○事務局長 お待たせしました。12番、東芝議員の再質疑にお答えします。

まず1点目、軽減対象者把握はしておらないのかというご質問ですが、特に特徴での軽減対象者の把握はしておりません。

2番目に関しましては、市町村の減免数の違いにメスを入れてはどうかということなんですけれども、これについてですが、コロナ減免対応は、市町村に情報提供しており、内容を確認しながら指導を行っています。

4番目の医療給付費についてのご質問ですが、一番の理由はコロナにより受診控えがあったことにより、それが一番の原因と考えております。

5番目の人間ドック、これについてのご質問ですが、これについては毎年予算作成前に市町村要望として調査しております。事業を行わない詳しい理由は確認しておりませんが、人間ドック等事業が、市町村の考えの下、廃止となっているということも考えております。また、事業を実施していない市町村への対応ですが、今後も市町村に対し幹事会を通じて幅広く実施していただけるように協力を求めてまいりたいと考えております。それと、すみません、今の続きですが、各市町村で募集は行っておりますが、応募がない状態で人間ドックを行っていないところもございますので、申し添えておきます。

続きまして6点目、こちらの事業の取組についてですが、ハイリスクアプローチの対象者に対して本人の同意を得て実施することになっております。本人の意欲を含め、実施に至るように募集、啓発の仕方について各市町村で見直しを行っているところでございます。以上でございます。

○議長 再々質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。12番、東芝弘

明君。

○東芝議員 令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算について反対討論を行います。75歳という年齢で切り分け、負担を求める医療制度というのは、世界に例を見ない差別的なものです。国は、この制度を75歳以上の高齢者に医療費の負担の痛みを実感してもらう制度として導入しましたが、この間の特例軽減の廃止や医療費の一部負担の引上げは、全て国民に社会保障負担の痛みを押しつけるものでした。2022年ないし2023年から始まる医療費の2割負担もこの流れの中にあるものです。この制度は廃止されなければならない宿命を背負っていると思います。国の全世代型社会保障というのは社会保障の負担を国民全体で行うというものであり、そこで議論されているのは、国庫負担の引上げは行わないでいかにして国民の各階層に負担してもらうかというだけの話になっています。新型コロナパンデミックの中で、先進諸国では税の在り方の見直しが始まり、全世界的に行われてきた法人税減税と富裕層に対する減税の見直しが始まっています。エッセンシャルワーカーという分野に注目が集まり、医療や介護、教育の分野などを重視しようという方向も生まれています。しかし、日本では新自由主義的な改革の下で、保健所の削減や医療分野のベッド数の削減が進められた結果、感染症への対策も体制も極めて脆弱であることが明らかになりました。しかし、この間の新自由主義的な改革への反省は見られず、より一層、社会保障費の抑制、国民への負担増が実施されています。日本では新型コロナウイルス感染症で明らかになった社会の弱さを改善する見直しがまだ始まっていないと言わざるを得ません。新自由主義的な社会保障改革の端緒となったのは介護保険制度の導入でした。医療制度の分野では、後期高齢者医療制度の設立が改革の画期となったのは間違いないと思います。私たちは、人間の尊厳を尊重し、個人の幸福の条件を整える役割を担っている政治の在り方を見つめ直し、改革を図る必要があります。それは、戦後、日本国憲法が成立することと併せて確立してきた税の基本である総合課税、累進課税、生計費非課税に立ち返ることでもあります。戦後、日本は、人間に優しい国、社会保障の充実によって老後が安心できる国を日本国憲法に基づいて目指してきました。しかし、憲法を重視しない政治が始まり、国民生活は苦境に立たされています。私は、税制の分野の改革が進めば、日本社会を立て直しつつ社会保障を立て直す道も開けると 생각합니다。その中で、この差別的な後期高齢者医療制度は廃止する必要があります。同時に私は、この制度が続く限り、一歩でも二歩でも制度の改善を目指します。和歌山県でも後期高齢者の保健事業の充実を具体的に考える必要があります。私は、この広域連合議会で健康診査における集団健診の実施を提案し、導入に道が開かれた経験を持っています。補助制度はできました。あとは、各市町村自治体が障害になっている課題を克服して、この制度を活用することが求められます。広域連合議員は、制度を詳しく調べ、改善を求めることのできる位置に立っています。この議会の運営が一歩ずつ改善され、住民の願いを実現する方向でそれぞれの議員が役割を發揮していただきたいと思います。事務当局の職員は、各自治体から派遣され、この制度を少しでもよくしたいという気持ちを持って事務を行い、この議会の運営をしています。私は、住民のことを願って仕事をしていることに対しては敬意を持って接す

るべきだと思っています。こういう思いを持ってこの制度に向き合っていることを述べて、私の特別会計決算に対する反対討論といたします。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、認定第2号を採決します。本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第8、議案第7号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第7号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第8号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 1点お尋ねをいたします。議案書の19ページをご覧ください。令和2年度の決算が、受診抑制によって多額の剰余金が生まれたという話は先ほどしましたが、この剰余金が繰越金のところに表れまして69億1,749万5千円という繰越金になりました。ただし、次の20ページのところで、この69億1,700万円何がしの繰越金は、そのほとんどが歳出のところの一般管理費の償還金利子及び割引料のところ、国に必要ななくなったので戻さなければなりません。それで55億1,227万7千円の返還金が生じます。積立金として積み立てられるのが14億626万3千円と。これが後期高齢者医療給付費準備基金のほうに積み立てられるという補正予算になっています。そこでお尋ねをしたいのは、基金に積み立てることによって準備基金の残高は一体幾らになるのかご説明をいただきたいということです。

それと、令和3年度の会計が一番大きなこれからの注目点になると思うんですけれども、コロナ関係でこれ以上第5波の感染がさらに広がっていけば去年と同じような受診抑制が起こる可能性が今後あると思います。そうなってくると会計に大きな剰余金がまた発生す

る可能性がある。そこで来年度の保険料の設定が行われるということなので、その見通しも含めてご説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、青山泰尚君。

〔事務局長 青山泰尚君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の議案第8号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」についての質疑にお答えします。

まず、後期高齢者医療給付費準備基金積立金ですが、令和2年度3月31日時点の残高は13億5,890万4,722円となっています。今回の補正について、給付費準備基金の定額預金による運用益6万5,479円と、令和2年度繰越金のうち保険料分から国庫支出金等返還金と精算に伴う追加交付を差し引いた14億623万1,367円の合算額として14億629万6,846円の積立を予定しておりますが、令和3年度当初予算にて保険料上昇抑制財源として1億1,070万3千円の取崩しを予定しておりますので、差し引くと令和3年度末26億5,449万8,568円の残高となる見込みです。

続きまして、保険料はどのような見通しになるかについてですが、令和4年、5年度保険料率の算定は秋頃から準備作業を行う予定です。最終的には年末頃に国から示される普通調整交付金の係数、全国平均1人当たりの所得額、後期高齢者負担率、診療報酬改定率などを考慮し、算定することになります。また、保険料率算定については、窓口2割負担の導入により、これまでの算定方法と大きく異なる可能性があることから慎重に対応してまいります。このことから、現状においては具体的な保険料の見通しが出る段階ではありませんので、ご理解いただきたいと思います。ただし、毎回、保険料率の算定に当たり、国の事務連絡で剰余金について全額収入に計上するよう通知があるため、今回の保険料率算定時にも給付費準備基金を全額投入する予定であり、現状では、前回算定時より基金残高が多いと見込まれることから、保険料上昇抑制に寄与するものと思われます。以上でございます。

○議長 再質疑はありませんか。

12番、東芝弘明君。

○東芝議員 広域連合長にお尋ねをしたいと思います。

今の答弁踏まえてなんですけれども、過去に一度だけ、広域連合は保険料の値下げを行ったことがあります。そのときの基金残高、私の記憶では29億円という状況だったと思うんですけれども、令和3年度の会計も考慮しなければならないと思うんですけれども、先ほどの答弁では26億5,449万円程度ですか、こういう残高になっているという状況の下で、コロナで受診抑制が起こるとするのは喜ばしいことでは全くないんですけれども、しかし保険料を引き上げたことによって想定とは違う状況になったので剰余金が生まれてきてしまったという中で、考え方としてはこの剰余金は全部被保険者に返していくという考え方を持っていると思いますので、来年度に向けての保険料設定については、さらに剰余金が

生まれるのであれば、保険料の引下げも視野に入れて検討するということになるかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長 当局より答弁を願います。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

〔広域連合長 平木哲朗君 登壇〕

○連合長 東芝議員の質問にお答えをします。私、思うには、当時の状況とこれからの状況というのははるかに違うと思います。2025年問題が、まず団塊の世代が高齢者、75歳以上のピークを迎えてくる中で、これからさらに高額医療の問題であったり、非常に大きな今課題を抱えているのかなというふうに考えておまして、保険料というのは後期高齢者医療制度を維持する大切な財源でもありますし、確かに新型コロナウイルスの影響による診療抑制というのは、私ども、病院持っておりますので非常にきつかったというのも事実ではありますが、ただ、最近の状況を見ていると徐々に患者さんが戻ってきている、診療抑制も少しずつですけれどもなくなってきていて、65歳以上のワクチン接種が多分7月中には全部終わると思いますので、今度は受診を、自分の基礎的な疾患の病気を早く治していこうとか、そういうこともこれから出てくると思います。その中で、今後、私どもとしても基金は保険料抑制のためには必要やとは思いますが、ただ、これからの長い2025年問題、2040年代問題、あるいは人口減少を考えていきますと、非常に厳しい現状も、これからの後期高齢者医療を運営していく上では難しい問題も出てくるかなと思いますので、確かに今、私、連合長ですけれども、1人でそれを決めるのではなくて、副広域連合長、あるいは後期高齢者医療広域連合の職員とともに、今後の見通しもしっかりと見据えた上で保険料については決めていきたいと。できるだけ保険料は上げたくありませんけれども、ただ、一時期落として次から大幅に上がるような、そういう保険料というのはいかがなものかと思っておりますので、慎重に今後、副広域連合長及び後期高齢者医療広域連合の職員とともに調整をしていきたいと思っておりますので、ご理解よろしく願います。

○議長 再々質疑ありませんか。

○東芝議員 はい。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 広域連合長の答弁、よく分かります。2025年問題とか2040年問題ですか、そのことも視野に入れるべきなんですけれども、国が、ただ考え方として、剰余金については基金に積み立てて、それを保険料を算定するときには全額繰り入れなさいという指導を後期高齢者の保険制度としてはやっているし、これからもこの方針は変わらないと。この点をどう理解するかということが大事なんですよ。この点についてはどう理解されていますか。

○議長 当局より答弁を願います。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

○連合長 当然、国の指導もありますし、そういうふうにしていくべきだと思います。ただ、それだけで問題が解決するかということはそうではないと思いますし、これから後期高齢者の75歳以上の方が、国保の被保険者が減って後期高齢者医療の被保険者が増えていくという現状もあると思います。その中でいかにしてこの後期高齢者医療制度を守っていくかということも大変大事な視点だと思いますし、そのときに持っている基金をいかに有効に使っていくかということを考えていく必要があると思います。国の指導に対してはきちっと剰余金を入れていくと、でもプラスアルファで基金を使うという部分についてはやはり考えていく必要もありますし、先ほども申しましたように、一時期下がって、次、剰余金が減ったときに、じゃどうしていくのよという問題も、診療抑制が終わってしまってどんどんお医者さんに行くようになったときに果たして、また財政的にも厳しい状況になってくると思いますし、そこは国の動きも、動向も把握しながら必要な手を打っていくことが重要なというふうに考えておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第8号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、請願第2号「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願」及び日程第11、請願第3号「後期高齢者の医療費窓口自己負担2割化実施の凍結を求める請願」の2件を一括議題とします。紹介議員の趣旨説明を求めます。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 それでは趣旨説明をさせていただきます。まずは、請願第2号、後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書です。読み上げて基本的には提案に代えたいと思います。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、成川満殿。請願人、和歌山市湊通南1丁目1の3名城ビル2階、和歌山県社会保障推進協議会、代表幹事、佐藤洋さんですか。紹介議員は私です。請願の趣旨は、「来年度は2年に1度の保険料の改定を迎えます。前回の保険料の改定では、一人当たり4,740円もの大幅な引き上げが実施され、均等割が4,492円も引き上げられました。さらに保険料軽減特例が縮小・廃止されました。低所得者ほど保険料引き上げが重くのしかかってきています。次期保険料については引下げを検討していただくよう求めます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えがおこり、医療費の伸びは予定よりも低く抑えられていると推測されます。給付費準備基金（剰余金）の全額を保険料負担軽減にあてるとともに、財政安定化基金からの投入も県と十分に協議していただくことにより保険料を引き下げること検討するよう求めます。請願事項1、後

期高齢者医療制度の次期保険料の改定に際し、保険料の軽減を検討すること。以上でございます。会計の状況は先ほどの質疑であらかた明らかになったと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、請願第3号です。後期高齢者の医療費窓口自己負担2割化実施の凍結を求める請願書。紹介議員までは先ほどと同様です。請願の趣旨です。「先の国会で、75歳以上の医療費窓口負担について年収200万円以上（単身世帯の場合）の約370万人を1割から2割に引き上げることが決まりました。国会の議論でも指摘されたように、高齢者の収入に占める医療費負担の割合は若者世代に比べて3倍から4倍程度も重くなっています。一方で、高齢者の暮らしを支える年金額が4月から0.1%削減され生活不安が募っています。こうしたもとの医療費の負担を増やすことは受診抑制につながり、救える命が救えない事態になりかねません。また重症化してから医療機関にかかる医療費もかさみます。被保険者の健康に対する啓発活動を強め、健診率を上げることによって早期発見、早期治療こそが医療費を抑制する最善の方策です。ついては、以下の項目の実現を強く求め、地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に意見書を提出いただくよう請願いたします。請願事項1、75歳以上の医療費窓口負担2割化実施を凍結すること。以上です。

あと、皆さんのお手元に参考資料が届いていると思いますので、簡単に説明をいたします。これは日本医師会が作成をした資料です。データは全て厚生労働省が発表したものに基づいてつくられています。1ページをご覧ください。まず、医師会が指摘しているのが、後期高齢者は1人当たりの医療費が高いので、年収に対する患者一部負担の割合は既に十分高い。患者一部負担割合の引上げによって受診控えのおそれがある。また、たとえ受診したとしても、患者負担が重荷となり必要な医療を遠慮される懸念があると、ここを一番心配しているということなんです。まさに命に関わる問題が発生してしまうということを医師会は懸念しているというふうに読めます。2つ目は非常に卓見だと思うんですけども、応能負担、収入や所得に応じた負担のことですが、これは本来、保険料及び税で求めるべきである。患者一部負担での応能負担は財務省が言うように可能な限り広範囲ではなく限定的にしか認められないということで、日本が行っている医療費の一部負担というのは専門家から言わせたら邪道という指摘があります。そういう見解を医師会も持っているということだと思います。あとは簡単に。2ページのところで注目していただきたいのは、1人当たりの医療費が85歳以上になると100万円を超えていくということが右のグラフに書かれています。左のグラフは、1人当たりの患者負担額が85歳を超えると額がぐんと上がってきて8万円から9万円の負担になっていることを示しています。それから、3ページですけれども、これも全部厚生労働省の資料なんですけれども、85歳以上の1人当たりの年間収入というのが85歳以上は148.7万円ということで、全世代と比べても非常に低い状況にあると。1人当たりの年間収入に対する患者の一部負担の比率というのは、85歳以上の方が全世代の中で一番負担が重いというのが左のグラフになっています。こういうことを踏まえてぜひとも考えていただきたいということです。以上です。

○議長 以上で説明が終わりました。ただいま議題となっている2件のうち、まず、

日程第10、請願第2号「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

○東芝議員 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願に対する賛成討論を行います。

令和2年度の特例会計決算によると、コロナ禍の中で受診抑制が起こり、剰余金が14億円以上生まれる結果となりました。この繰越金は全額、給付費準備基金に積み立てられます。さらに令和3年度の会計がどう推移するかが注目されます。第5波と呼ばれる現在の感染拡大は日に日に広がっており、オリンピック以後、日本が全世界に変異株を拡散してしまう懸念があります。日本の感染拡大もどうなるのか極めて心配です。今後、昨年と同じように緊急事態宣言が大きく広がれば、感染を警戒して受診抑制が強まる可能性があります。そうなれば多額の剰余金が発生することになります。過去、和歌山県の後期高齢者広域連合は保険料を一度下げた実績がありますが、剰余金が増えれば値下げしたときと同じような会計状況になる可能性があります。会計ルールとして給付費準備基金の全額の取崩しと財政安定化基金からの投入も行われている中で、会計の推移次第では、保険料引下げの検討は、後期高齢者広域連合の事務局の当然の立場になると思われま。請願は保険料引下げの検討を求めるものです。引下げの検討の結果、引下げできないことになったり、引下げができるようになったりします。今の会計状況では引下げの検討は当然視野に入るということを再度訴えて、私の賛成討論といたします。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、請願第2号を採決します。本件については請願のため起立採決とします。本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

次に、日程第11、請願第3号「後期高齢者の医療費窓口自己負担2割化実施の凍結を求める請願」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

○東芝議員 後期高齢者の医療費窓口自己負担2割化実施の凍結を求める請願書に対する

賛成討論を行います。国会は、2021年6月4日、年収で単身世帯200万円以上、夫婦世帯で320万円以上の370万人に対し、医療費の2割負担実施を含む法案を可決しました。実施の時期は2022年10月1日から2023年3月1日という幅のあるもので、具体的な実施時期は政令で定めるとしてあります。今回の窓口自己負担2割化の実施については、時期の設定を確実に定めず政令によって決めるとなっているのは、情勢の変化に対応する必要があるからです。請願は窓口の2割負担化について実施の凍結を求めています。安倍政権の下で、消費税増税については法律によって実施日を決めていましたが、2回実施を延期したことがあります。この例を踏まえるならば2割負担化を凍結することは可能です。新型コロナ感染拡大が広がり、東京オリンピック実施以後、感染がさらに広がるという警告が専門家から出されています。こういう状況下で窓口2割負担を実施すべきではない、凍結も含め考えるべきだというのは国民の中から出てくる切なる願いではないでしょうか。医療費の2割負担は国民にとっては医療費の2倍感を意味します。医療費が2倍になると、年間1,050億円の受診抑制が発生し、このことと連動して公費負担が1,140億円削減できるという見通しが国会審議の中で政府によって明らかにされました。どうしてこのような試算が国会で示されたのか。それは高齢者の医療の実態から導き出されたものだと言わなければなりません。お手元に配付された日本医師会作成の資料は全て厚生労働省が明らかにした統計資料によって作成されたものです。この資料によると、85歳以上の高齢者の医療費は年間平均で100万円を超えており、高齢者の医療費負担も年齢が上がるに従って増えています。これは加齢によって複数の病気を抱えざるを得ない実態を端的に示すものです。世代間の医療費負担の実態も資料の中にあり、85歳以上の高齢者の収入に対する医療費負担が群を抜いて最も高く、収入の5.7%を占めていることが明らかにされています。政府は、2割負担を導入すれば、患者の受診抑制と、そのことによる公費負担の軽減を図れる、制度実施の最大の効果はここにある、ここに政府の考えがあると言わなければなりません。現役世代との負担の公平については、今回の制度改正によって現役世代の保険料負担軽減が1人当たり月33円にしかならないことも国会審議で明らかにされました。こちらのほうは目的が達成しないものでした。日本医師会の資料は、厚生労働省の統計データを使用して、国民の命を守ろうという観点に貫かれています。高齢者の医療費負担は現役世代より既に十分高いので、2割負担を導入すると受診控えのおそれがある、受診しても必要な医療を遠慮される懸念があることを指摘しています。2割負担導入は、まさに高齢者の命に直結しているのではないのでしょうか。医療費の負担増が命を左右することを第一に考えていただきたいということです。医療費窓口負担2割化の凍結は、命を守るために実施を求めることに賛成していただきたいと心から思います。凍結と併せて財源問題を考える道はあります。それは大企業、富裕層への行き過ぎた減税の反省と、この反省を踏まえた改革です。社会保障の財源は社会全体の応能負担によって確保する、この方向に進めば財源の確保は可能です。最後にこのことを指摘して、私の賛成討論といたします。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、請願第3号を採決します。本件については請願のため起立採決とします。本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により、全て議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表するとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただきますとともに、今後とも広域連合発展のためご精進くださらんことをお願い申し上げまして、簡単措辞ではございますが、御礼のご挨拶といたします。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。広域連合長、平木哲朗君。

[広域連合長 平木哲朗君 登壇]

○連合長 閉会に当たり、お許しをいただきご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、熱心かつ慎重なご審議の上、提出議案についていずれもご賛同いただき厚く御礼を申し上げます。今後とも、後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実と安定した医療の給付に努めていく所存でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員皆様には、まだまだ暑さ厳しい折、健康に十分留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長 これにて、令和3年7月27日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

午後3時39分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 松 本 隆 史

前 議 長 成 川 満

前 副 議 長 辻 村 昌 宏

署 名 議 員 古 川 祐 典

署 名 議 員 原 田 覚